

特定都市河川制度の活用による流域治水の推進

- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川の指定を拡大。 ※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)
- 特定都市河川制度の活用により、河川管理者、流域都道府県及び市町村、下水道管理者による流域水害対策計画の策定、雨水浸透阻害行為の許可及び雨水貯留浸透施設整備計画の認定等を推進。

特定都市河川の指定拡大

- **ロードマップの公表**
- ・ 流域関係者が共通認識を持って計画的に取り組を進めるため、特定都市河川指定や流域水害対策計画策定の予定時期を示すロードマップを策定。指定の見通しを15水系で公表(右図★河川)。
- ・ 水害リスクの高い河川において、地域の合意形成の状況を踏まえつつ、指定の見通しを順次公表。

特定都市河川制度の活用推進

- 指定後の流域対策を後押しするため、税制延長を行う。
- ・ 民間事業者等が認定計画に基づき設置する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の延長(P.39参照)

これまでの主な取組

特定都市河川に係る支援制度

- 流域水害対策計画に位置づけられたハード対策に予算を重点措置
- 雨水貯留浸透施設等の整備に係る個別補助事業創設、税制特例措置
- 都道府県の流域水害対策計画作成を支援するための予算措置

特定都市河川改正法に係る制度の普及啓発

- 法施行に関するガイドラインの策定(令和5年1月)
- 支援制度等をまとめた流域治水施策集の策定(令和5年3月)

行政機関相互の緊密な連携・協力の強化

- 各地方ブロックにおいて関係省庁や都道府県・自治体等が参加した流域治水関係者会議を開催(令和5年5~6月)
- 全国各水系で流域の関係者が参加した流域治水協議会を開催



流域治水関係機関会議の様子

特定都市河川の指定状況(令和5年8月時点)

特定都市河川 16水系207河川

※特定都市河川(法改正後) : 8水系143河川

- 【凡例】
- ◇ : 法改正前 指定済み特定都市河川
 - ◆ : 法改正後 指定済み特定都市河川
 - 下線 : 特定都市河川等指定検討河川
 - ★ : ロードマップを公表している河川
 - ※ : 「流域治水関連法の活用」を検討中の河川

